

---

---

**監査委員公表**

---

---

那 監 公 表 第 1 0 号

令 和 4 年 3 月 1 5 日

那覇市監査委員	渡 口 勇 人
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	奥 間 亮

令和 3 年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について (公表)

令和 3 年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長及び那覇市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項後段の規定により、別添のとおり公表します。

## 令和 3 年度前期定期監査の結果に伴う措置状況について

## 経済観光部

## ○商工農水課

## ア なは産業支援センター駐車場除草業務委託について（注意事項）

なは産業支援センター駐車場除草業務委託については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号により那覇市シルバー人材センターと随意契約を締結している。

同号の規定により随意契約を締結する場合は、普通地方公共団体の規則で定める手続きによることが求められており、那覇市契約規則第 21 条において当該手続きが定められている。

しかしながら、当該業務委託については、同条各号に定める契約締結前における契約内容、契約の相手方の決定方法等の公表や契約締結後の契約者の名称、契約者とした理由等の公表等が行われておらず不適正な事務処理となっている。契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

## □ 注意事項に関する措置

監査にて指摘された、契約締結前における契約内容、契約の相手方の決定方法等の公表や契約締結後の契約者の名称、契約者とした理由等の公表等が行われていないとの内容について、今後同様の契約を行う際には、課内の法規主任担当に相談する等を行うなど、同様のミスが起きないように、法令遵守し、適正な事務処理を行います。

## ○なはまち振興課

## ア 補助金の歳入調定遅れについて（注意事項）

令和 2 年度沖縄振興特定事業推進費補助金に係る歳入事務については、令和 2 年 4 月 1 日付け交付決定通知及びその後の変更承認通知により 2 回の調定手続きがなされているが、いずれも本来の調定手続きをするべき時期より大幅に遅れて令和 3 年 2 月下旬に、また、当該補助金の繰越分についても同様に大幅に遅れて令和 3 年 4 月下旬に調定の手続きが行われている。

那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

## □ 注意事項に関する措置

課内職員への当該補助金事業に係る一連の事務処理手順の周知と併せ、交付決定及び変更承認時期を事前把握し、適正な事務処理に努めてまいります。また、職員研修の機会を活用し、会計規則など歳入事務に係る関係法令の知識習得を図ります。

### イ 公設市場設備管理業務委託契約について（注意事項）

公設市場設備管理業務委託は、一般競争入札が不落であったため、予定価格を示し最低入札者と協議を行い、徴取した見積書の記載額が予定価格の範囲内であることを確認し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき随意契約を締結した。

しかしながら、契約書作成時において、委託金額の計算方法に誤りがあり、契約額が予定価格を 13,200 円超過することとなった。

契約事務に当たっては、慎重を期し、適切に行われたい。

#### □ 注意事項に関する措置

委託金額の計算方法に誤りがありましたが、税込みでの総額を確認することで気づくことができたものと考えます。グループ内で事例を共有し、また総額並びに月払い金額に税込み額を記し、もって予定価格との比較を容易にすることとし、その上で担当、グループ長でのダブルチェックを徹底し、適切な契約事務を執行してまいります。

### ウ 契約書の作成について（注意事項）

第一牧志公設市場グリストラップ及び汚水排水管清掃業務委託は、業務委託内容に産業廃棄物の運搬及び処分が含まれている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 5 項は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬及び処分について同法第 14 条第 12 項に規定する収集運搬業者、処分業者にそれぞれ委託しなければならない旨定めている。また、同法施行令第 6 条の 2 第 4 項は、産業廃棄物の運搬、処分に係る委託契約は書面により行う旨規定している。

当該業務委託は、産業廃棄物の処分については処分業者において適正に処理がなされているものの、収集運搬業者のみとの契約になっており、処分業者との契約は行われていない。また、収集運搬業者との契約も書面によらずに行われている。

産業廃棄物の運搬、処分に係る委託契約については、関係法令等を遵守し、適正に行われたい。

#### □ 注意事項に関する措置

注意事項を踏まえ、書面による契約等、関係法令を遵守し契約事務を執行してまいります。

## 生涯学習部

### ○市民スポーツ課

#### ア 修繕に係る完了検査について（注意事項）

那覇市営奥武山野球場スコアボード PC 入替修繕については、契約相手方から令和 2 年 12 月 24 日に業務完了報告を受けているが、完了検査は令和 3 年 1 月 26 日に実施し、業務成果引渡書も同年 1 月 26 日に提出されている。

那覇市契約規則第 50 条第 5 項は、「検査員は、工事の請負契約については完

了の通知を受けた日から 14 日以内、その他の契約については完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行わなければならない。」と規定している。また、当該修繕契約書第 3 条第 1 項は、契約相手方は、修繕が完了したときは直ちに完了届により通知しなければならない旨定め、同条第 2 項は、前項の通知を受けたときは、契約相手方の立会いを求めて直ちに検査しなければならない旨定めている。

修繕完了後、契約相手方からは遅滞なく完了届の提出があったにもかかわらず、完了検査まで 23 日の遅れがあった。

完了検査を行うに当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項につきましても、職員の完了検査に対する認識不足に起因するものでありました。そのため、当課全職員に対し、完了検査時の取扱いに対して注意喚起と規定等の周知徹底を図りました。今後このような事態が生じないように、年度当初の課内会議にて周知を図り、那覇市契約規則を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

○施設課

ア 真和志小学校空調機設置工事等の契約事務について（是正事項）

真和志小学校空調機設置工事に係る次の 4 件の工事、①真和志小学校 GHP-1 既設空調機撤去工事（638,000 円）、② 6 年 1 組空調機設置工事（1,265,000 円）、③ 6 年 2 組空調機設置工事（1,278,200 円）、④ 6 年 3 組空調機設置工事（1,295,800 円）は、いずれも同一業者と那覇市契約規則第 20 条第 1 号に基づき、それぞれ随意契約を締結している。

これら 4 件の工事は、令和 2 年 6 月 24 日から同年 7 月 1 日までの間にそれぞれ実施されているにもかかわらず、契約書の作成が、①令和 2 年 11 月 17 日、②令和 3 年 1 月 14 日、③令和 3 年 1 月 15 日、④令和 3 年 1 月 19 日と、最大約 7 か月遅れている。

地方自治法第 234 条第 5 項は、地方公共団体が契約書を作成する場合には、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しない旨定めており、これらの工事は、契約が確定されないまま行われたことになる。

また、これら 4 件の工事は、6 年 1 組、2 組及び 3 組の 3 教室における空調機の取替工事であり、工事内容からすると 1 件の工事とするべきところ、随意契約が可能となるように工事を分割し、契約がなされている。このような方法による随意契約は安易に行われるべきではない。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

契約事務処理の遅れに関する指摘につきましては、担当職員の業務多忙が主な原因であったことから、各職員の業務進捗管理を強化した上で、適正な事務処理を行ってまいります。

また、契約方法に関する指摘につきましては、随意契約ガイドラインを策定

し、急を要する案件であっても課内業者選定委員会へ諮るなど、契約事務の事前チェック体制を強化した上で適正な事務処理に努めてまいります。

#### イ 那覇小学校冷房機更新工事等の契約事務について（注意事項）

那覇小学校冷房機更新に係る次の3件の工事、①3年1組・3組冷媒配管及び電源設置工事（945,076円）、②3年1組系統冷房機更新工事（771,100円）、③3年3組系統冷房機更新工事（1,012,000円）、いずれも同一業者と那覇市契約規則第20条第1号に基づきそれぞれ随意契約を締結している。

これら3件の工事は、令和2年5月25日から同年6月12日までの間にそれぞれ実施されており、工事内容からすると1件の工事とするべきところ、随意契約が可能となるように工事を分割し、契約がなされている。このような方法による随意契約は安易に行われるべきではない。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### □ 注意事項に関する措置

今回の指摘を踏まえ、随意契約ガイドラインを策定し、急を要する案件であっても課内業者選定委員会へ諮るなど、契約事務の事前チェック体制を強化した上で適正な事務処理に努めてまいります。

#### ウ 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

開発行為変更許可申請等手数料の支払のため受領した前渡金について、支払が終了した日は令和3年3月30日、精算日は同年5月18日となっており、精算が42日間遅延している。

那覇市会計規則第57条第1項第3号は、支払が終了した日から7日以内に精算しなければならない旨規定している。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### □ 注意事項に関する措置

資金前渡における精算処理については、年度当初に課内研修を実施し注意喚起を行います。また、財務会計システム上の『資金前渡・概算払整理簿』や『未精算一覧表』を活用し、関係規則を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

### ○中央図書館

#### ア 釣銭の取扱いについて（是正事項）

那覇市立図書館7館では、図書館利用者がコピー機を使用する際、ベンダー機にてコピー機使用料を徴収しており、ベンダー機内には釣銭用として現金が保管されている。

那覇市会計規則第43条第1項は「会計管理者は、釣銭を必要とする収納出納員に対し、必要と認める額の資金を現金保管替請求書により現金を交付し、当該現金の保管を命ずることができる。」と規定しているが、上記釣銭の保管

は、当該規則に基づく手続きによらずに保管されているものであった。

釣銭の取扱いについては、同規則に基づき適正な事務処理を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

令和 3 年 12 月から那覇市会計規則第 43 条の規定に基づき、会計管理者から交付を受けた釣銭用現金をコピー機ベンダー内に保管しています。また、令和 4 年 1 月から、毎月の保管状況を釣銭保管状況報告書により会計管理者へ報告しています。併せて、事務フローを作成し、全館へ当該事務処理の周知を行いました。

今後も引き続き、那覇市会計規則に基づく適正な釣銭の取扱いに努めてまいります。

## 学校教育部

### ○学校教育課

#### ア 契約事務について（注意事項）

自然教室にかかるバス借り上げ契約については、那覇市契約規則第 20 条第 1 項第 6 号により随意契約を締結しているが、28 件中 14 件については見積書を 1 人の者からしか徴していない。

同規則第 23 条第 1 項は、随意契約にしようとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該注意事項については、各学校の担当者において契約事務を行っており、「自然教室の手引き」にて、バス借り上げ契約の際は見積書を 2 人以上の者から徴するよう記載をしているが、その周知の徹底が不十分であったため発生したものです。

今後は、毎年行っている学校向けの説明会にて当該事項の周知徹底を図り、実施前の自然教室実施計画書の提出時には、見積書が 2 人以上の者から徴されているか確認を行うことで、関係規則を遵守し、適正な事務処理に努めます。

### ○教育相談課

#### ア 契約事務について（注意事項）

ノートパソコン等賃貸借契約については、那覇市契約規則第 20 条第 1 項第 3 号により予定価格 288,204 円で随意契約を締結しているが、見積書を 1 人の者からしか徴していない。

同規則第 23 条第 1 項は、随意契約にしようとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

課内で事務処理について再確認を行いました。今後の契約事務に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行っていきます。

#### ○学校給食課

##### ア 契約期間を遡及させる契約について（注意事項）

学校給食搬送業務委託（高良学校給食センター）については、4月1日に契約を締結すべきところ、5月25日に契約を締結しており、契約書中に4月1日から契約日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設けることにより、契約期間を4月1日に遡及させる契約となっている。

地方財務実務提要2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、やむを得ない理由がある場合を除き、追認条項を設ける方法によらずに契約締結できるよう、適切な事務処理を行われたい。

##### □ 注意事項に関する措置

契約事務について、年度当初に執行計画を作成し、課内で情報を共有し、複数の職員で進捗状況を管理することで計画的に進めていきます。

また関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。